

令和3年度 第8回福岡地方最低賃金審議会

令和3年11月9日(火) 10:15
福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 福岡県特定最低賃金の結審状況について

(2) 福岡県百貨店, 総合スーパー最低賃金の改定について

(3) 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について

(4) 福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申合わせについて

(5) その他

3 閉 会

第4回 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和2年10月8日
13:00～16:35

2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議題：福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について

5 議事要旨：議題について

労働者側代表委員からは、

使用者側の状況を鑑みた時に、労働協約ケースを用いてこの審議会に来ているので、その最下限額という意味合いの22円の引き上げ額の提示である

自動車工業会会長の記者会見は、落ち込んでいた販売も回復基調にあり、自動車業界が頑張れば、他産業へ1倍以上の波及効果があるということを発言したものと、労働者側としては認識している

今のコロナ禍の状況を認識し、歩み寄るつもりはあるが、経営状況の厳しさを含め、その根拠を示していただき、次年度以降も凍結という議論をそのまま踏襲していただくのであれば、どうすれば再開できるのかという筋道を使用者側には立てていただきたいとの主張がなされた。

使用者側代表委員からは、

非常に経営状況が厳しい中で、今年度は正に緊急事態であり、そうした中で、特に中小企業を含めて、雇用の維持、事業の継続というのは大前提である

確かに前年比55パーセントまで落ち込んでいた販売も、80パーセント台まで回復するに至ったということで、回復基調にあることは十分理解しており、底を打った感があるという認識はしている

ここできちんと態勢を整えつつ雇用の維持をし、事業を継続していくことが今年度については最優先ではないか

この厳しい状況の中で、労使が一体となって、事業を止めてはならない、引いては経済の牽引役を務めていくことが重要である

との主張がなされた。

公益代表委員が労使双方の委員と交互に協議を重ねたが、金額主張は最後まで、労側と使側で平行線となるも、労使双方が「歩み寄って1円などではなく、むしろ今年度が0円であっても、次年度以降に平時の状況に戻れば労使で真摯に引上げの審議を行う」旨の意見で一致をしたことで、「全会一致のもと、今年度については、意思をもって改正決定を見送るとの内容が部会報告書に付記された上での専門部会における全会一致となり、その結果、「改正決定は行わない」との答申がなされた。

自動車関係上場企業 2021年度中間決算と2022年3月期見通し

総連・メーカー		2021年年度 中間		2022年3月期 Q1時見通し		日産労連・車体部品		2021年年度 中間		2022年3月期 Q1時見通し	
トヨタ	11/4				↑↑↑	タツミ	11/9				↑↑↑
日産自動車	未公表				↑↑↑	ミツバ	11/10				↑↑↑
本田技研	未公表				↑↑↑	フコク	10/29				↑↑↑
マツダ	未公表				↑↑↑	タチエス	11/12				↑↑↑
三菱自工	11/4				↑↑↑	河西工業	11/15				↑↑△
スズキ	11/11				↑↓↑	日産車体	未公表				↑↑↑
SUBARU	11/5				↑↑↑	パイオラックス	11/9				↑↑↑
いすゞ	11/8				↑↑↑	ファルテック	11/10				↑↑↓
日野	10/28				↓↑↑	ユニプレス	11/11				↑↑↑
						ヨロズ	11/11				↑↑↑
						日本プラスト	11/12				↑↑↑
						ユニバンス	11/8				↑↑↑
						今仙電機	11/8				↑↑↑

【総連・車体部品】

T デンソー	10/29				↑↑↑	P 日本発条	11/10				↑↑↑
T アイシン	10/29				↑↑↑	P 曙ブレーキ工業	11/11				↑↑↑
T 豊田自動織機	10/29				↑↑↑	P 大同メタル	11/12				↑↑↑
T ジェイテクト	10/29				↑↑↑	P ミクニ	11/8				↓↑↑
T トヨタ紡織	10/29				↑↑↑	P TBK	11/11				↑↑↑
T 豊田合成	10/29				↑↑↓	P ニッキ	10/29				↑↑↑
T 東海理化	10/28				↑↑↑	P 盟和産業	11/12				↑↑↑
T フタバ産業	10/28				↑↑↑	【他産別・車体部品】					
T 愛三工業	10/28				↑↑↑	日本電産	10/26				↑↑↑
T 大豊工業	10/28				↑↑↑	小糸製作所	10/28				↑↑↑
T 三桜工業	11/11				↑↑↑	エクセディ	10/27				↑↑↑
H ユタカ技研	10/29				↑↑↑	NOK	11/10				↑↑↑
H 八千代工業	11/1				↓↑↑	リケン	11/10				↑↑↑
H テイ・エス テック	11/4				↑↑↑	日本精機	11/5				↑↓↑
H エフテック	11/4				↑↑↑	東プレ	11/12				↑↑↓
H 田中精密工業	10/29				↑↑↑	日本精工	11/1				↑↑↑
I プレス工業	11/5				↓↑↑	NTN	10/29				↑↑↑
I 東京ラヂエーター	未公表				↑↑↑	KYB	11/5				↑↑↓
P 日本特殊陶業	10/27				↑↑↓	ジーテクト	11/5				↑↑↑

《連結決算ベース》

- ・業績の記載：左側（売上高）、中央（営業利益）、右側（当期利益）
- ・業績の記号：↑増加、↓減少、→横這い、0損益なし、△欠損 例) ↓↑△：減収増益で当期利益は欠損
- ・直近決算発表時の業績予想修正（「当期利益」を判断基準）：○上方修正 ×下方修正

福岡県の最低賃金改正の推移

時間額 引上率	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	引上率	引上率	引上率	引上率	引上率	引上率	引上率	引上率	引上率	引上率	引上率	引上率
福岡県 最低賃金	692 1.76%	695 0.43%	701 0.86%	712 1.57%	727 2.11%	743 2.20%	765 2.96%	789 3.14%	814 3.17%	841 3.32%	842 0.12%	870
対目安	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
対目安	10	1	4	10	14	16	22	24	25	26	示さず	
対目安	+2	+2	+2	+1	+1	±0	±0	±0	±0	+1	+1	
発効日	H22.10.22	H23.10.15	H24.10.13	H25.10.18	H26.10.5	H27.10.4	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R元.10.1	R元.10.1	
時間額 引上率	824 2.23%	828 0.49%	835 0.85%	848 1.56%	865 2.00%	881 1.85%	903 2.50%	927 2.66%	950 2.48%	975 2.63%	976 0.10%	980
製菓業 引上率	18	4	7	13	17	16	22	24	23	25	1	4
製菓業 対目安	119.08%	119.14%	119.12%	119.10%	118.98%	118.57%	118.04%	117.49%	116.71%	115.93%	115.91%	
製菓業 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10	H25.12.10	H26.12.10	H27.12.10	H28.12.10	H29.12.10	H30.12.10	R元.12.10	R元.12.10	
時間額 引上率	782 1.43%	786 0.51%	793 0.89%	806 1.64%	821 1.86%	837 1.95%	857 2.39%	881 2.80%	905 2.72%	926 2.32%	927 0.11%	947
電子部品・デバイス 引上率	11	4	7	13	15	16	20	24	24	21	1	20
電子部品・デバイス 対目安	113.01%	113.09%	113.12%	113.20%	112.93%	112.65%	112.03%	111.68%	111.18%	110.11%	110.10%	
電子部品・デバイス 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10	H25.12.10	H26.12.10	H27.12.10	H28.12.10	H29.12.10	H30.12.10	R元.12.10	R元.12.10	
時間額 引上率	805 1.64%	809 0.50%	816 0.87%	828 1.47%	844 1.93%	860 1.90%	880 2.33%	902 2.50%	923 2.33%	944 2.28%	944 0.00%	957
輸送用機械 引上率	13	4	7	12	16	16	20	22	21	21	0	13
輸送用機械 対目安	116.33%	116.40%	116.41%	116.29%	116.09%	115.75%	115.03%	114.32%	113.39%	112.25%	112.11%	
輸送用機械 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10	H25.12.10	H26.12.10	H27.12.10	H28.12.10	H29.12.10	H30.12.10	R元.12.10	R元.12.10	
時間額 引上率	755 1.34%	758 0.40%	764 0.79%	775 1.44%	790 1.94%	802 1.52%	824 2.74%	846 2.67%	867 2.46%	889 2.54%	889 0.00%	897
百貨店 引上率	10	3	6	11	15	12	22	22	21	22	0	8
百貨店 対目安	109.10%	109.06%	108.99%	108.85%	108.67%	107.94%	107.71%	107.22%	106.51%	105.71%	105.58%	
百貨店 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10	H25.12.10	H26.12.10	H27.12.10	H28.12.10	H29.12.10	H30.12.10	R元.12.10	R元.12.10	
時間額 引上率	797 1.40%	800 0.38%	807 0.88%	819 1.49%	834 1.83%	850 1.92%	870 2.35%	892 2.53%	915 2.56%	940 2.73%	941 0.11%	959
自動車 引上率	11	3	7	12	15	16	20	22	23	25	1	18
自動車 対目安	115.17%	115.11%	115.12%	115.03%	114.72%	114.40%	113.73%	113.05%	112.41%	111.77%	111.76%	
自動車 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10	H25.12.10	H26.12.10	H27.12.10	H28.12.10	H29.12.10	H30.12.10	R元.12.10	R元.12.10	

「輸送機械」と
「新車小売」差額

提出資料 4

都道府県名	最低賃金名	2020年	2021年	引上げ額	引上げ率
福島	輸送機械	870	890	20	2.30
群馬	輸送機械	910	935	25	2.75
埼玉	輸送機械	966	990	24	2.48
富山	一般機械、輸送機械	912	934	22	2.41
石川	輸送機械	922	946	24	2.60
岐阜	輸送機械(航)	971	971	0	
静岡	輸送機械・一般機械	951	970	19	2.00
愛知	輸送機械	957	976	19	1.99
三重	輸送機械	942	962	20	2.12
京都	輸送機械	947			
兵庫	輸送機械	978	1002	24	2.45
山口	輸送機械	937	965	28	2.99
福岡	輸送機械	944	957	13	1.38
熊本	輸送機械	888	902	14	1.58
大分	輸送機械	878	894	16	1.82

7/15 8/14 13/14

福岡最賃審第485号

令和3年11月9日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月17日付け福岡労発基0817第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間897円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

福岡最賃審第486号

令和3年11月9日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月17日付け福岡労発基0817第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、舶用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間957円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり